

# 強制わいせつ罪の成立要件 性的意図「不要」初判断

最高裁

70年の判例に正当性は見いだしにくい」と述べた。今回、検察側は「性犯罪に厳正に対処する必要性が高まった現在、性的意図を必要とする判例は妥当性を欠く」と主張。一方、弁護側は判例を踏まえ「金を借りる条件として、知人からわいせつな行為をして撮影するよう求められた」と性的意図を否定した。(岡本玄)

強制わいせつ罪の成立に「性欲を満たす意図」が必要かが争われた刑事裁判の判決で、最高裁大法廷(裁判長・寺田逸郎長官)は29日、性的意図を「必要」とした最高裁判例を47年ぶりに変更し、「一律に必要とするのは不当」との初判断を示した。今後は性欲を

■最高裁大法廷判決のポイント  
・性犯罪は社会の受け止めの変化を反映し、厳罰化している。強制わいせつ罪の成立を考える上で、被害者の被害の有無や内容、程度にこそ目を向けるべきだ。  
・同罪の成立に「性欲を満たす意図」を必要とした1970年の判例に、正当性を見いだすのは困難。事案により意図を考慮すべき場合もあるが、一律に意図を必要とするのは相当ではない。

満足させる考えがなくても、性的自由を侵害する行為であれば同罪に問われる。性犯罪の厳罰化を求める社会の受け止めの変化を考慮し、被害者保護を重視した変更だ。15人の裁判官全員一致の意見。  
審理されていたのは、2015年に13歳未満の少女にわいせつな行為をして写真を撮ったとして、強制わいせつ罪などに問われた無職の男性被告(40)の事件。最高裁は同罪の成立を認め、一・二審の実刑判決を支持。判例違反を訴えた被告の上告を棄却した。  
強制わいせつ罪を巡っては、最高裁は1970年、報復目的で女性の裸の写真を撮影した被告について「性欲を満足させる意図が

必要」と罪の成立を認めず、判例となっていた。この日の判決は「今日では、被害者の受けた被害内容や程度に目を向けるべきで、